

2023年度 成田市中学生姉妹都市友好訪問団派遣事業

派遣生徒募集要項

1 目的

成田市の国際交流事業の一環として、姉妹都市であるアメリカ・サンブルーノ市との間で中学生友好訪問団の相互派遣事業を行い、本市の中学生に市民の代表として交流を行ってもらうとともに、ホームステイ体験を通して、海外への興味を持ち、国際感覚を養ってもらいます。また、派遣後は本市の国際交流事業へ積極的に参加、協力する、人材の育成を図ります。

2 主催等

主催：成田市

協催：成田市国際交流協会

旅行企画：旅行業者

3 募集人数

10名（他に引率者として成田市職員及び市内中学校教諭、成田市国際交流協会の会員等4名が同行します）

※派遣者の男女比については、サンブルーノ市と協議の上、決定します。

4 交流日程

派遣期間：3月22日（金）～3月28日（木）

受入期間：7月上旬の7日間

※日程は変更する場合があります。

※天災、感染症のまん延等で派遣の実施が困難となった時は、中止となる場合があります。

5 応募資格（全てを満たすこと。）

- (1) 成田市内に在住の中学1・2年生
- (2) 健康で海外での長期滞在が可能な人
- (3) 国際交流に関心を持ち、市の代表として積極的に交流活動ができるとともに、帰国後も市の国際交流事業等に積極的に参加・協力し、体験を生かした活動ができる人
- (4) 協調性に富み、派遣計画に従って規律ある行動および団体行動ができる人
- (5) 選考会・事前・事後研修に必ず参加できる人

（※修学旅行や文化祭などの学校行事を除き、原則、すべての研修に出席することが参加

の条件です。都合がつかない日がある場合は、必ず事前に御相談ください。なお、相談なく研修を欠席された場合、内定の取り消し事由となることがあります。また、部活動や習い事、英検受験などの場合は研修を優先とさせていただいておりますので、あらかじめ御了承ください)

- (6) 派遣の翌年度に成田市を訪問するサンブルーノ市の中学生をホストファミリーとして受入可能(2名を5泊程度)であること。なお、受入期間中の送迎(市役所から自宅まで、また行事によっては市内の会場まで)をホストファミリーが行えること
- (7) 本人及び1人以上の保護者が、2023年12月1日現在において、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づく本市の住民基本台帳に記録され、かつ、現に市内に居住していること
- (8) 過去に成田市国際交流協会主催の友好・姉妹都市友好訪問団派遣事業に参加していないこと、且つ、他市町村や他市町村の国際交流協会等が主催する姉妹都市交換学生派遣に類する事業に過去に参加又は現在重複して応募していないこと

6 提出書類

- (1) サンブルーノ市派遣中学生申込書(2023年12月1日現在)

※提出書類は、一切返却しません。また、個人情報、本事業に関する目的に限り使用します。

7 提出期限

2023年12月22日(金)午後5時必着

8 提出先及び問合せ先

- (1) 成田市シティプロモーション部文化国際課 成田市花崎町760 成田市役所4階
- (2) 受付時間 午前8時30分～午後5時(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)
- (3) 電話番号 0476-20-1534

9 選考

- (1) 書類審査(6提出書類の(1)申込書に記載した応募動機も審査します。)
- (2) 面接審査 1月13日(土)(英語による面接も行います。)

※面接の結果、派遣が適格と認められた人数が定員である10人を上回った場合には抽選を行い、派遣者を決定します。

※個々の日時は後日通知します。

10 その他

- (1) 渡航に必要な航空運賃等については、10万円を超える部分を成田市が負担します。
個人負担は、航空運賃等のうち10万円及びその他の経費（旅券取得手数料、旅行保険加入費用、個人的費用等）となります。
- (2) 姉妹都市での宿泊は、原則として一般家庭でのホームステイとなりますが、ホテル・合宿所等での宿泊も有り得るものとします。
- (3) ホームステイ先の学生が同性にならない場合があります。
- (4) 派遣学生には、成田市国際交流協会に入会いただき、ホストファミリーボランティアとして登録いただくほか、協会の事業に参加・協力をしていただきます（学生の年会費は500円）。
- (5) 帰国後、報告書等を市に提出していただきます。
- (6) 今後の新型コロナウイルス感染拡大状況やその他の世界情勢により、派遣の実施が困難となった場合は、オンラインによる交流、延期又は中止をする場合があります。
- (7) 派遣生徒は、派遣前後の研修期間中及び派遣期間中、研修指導者、随行者、派遣先関係者及び受入家庭の指導に従っていただきます。市を代表するにふさわしい行動や団体行動のルールに従うことができないと市が判断した場合は、派遣の決定を取り消す場合があります。
- (8) 派遣中における市や派遣先関係機関の管理・監督の及ばない偶発的な事故、疾病等又は天災、不慮の事故等により生じる被災、疾病、傷害等について、市や派遣先関係機関は、その責任を負いません。また、派遣生徒が派遣事業を継続することができなくなった場合の帰国に要する一切の経費は、自己負担とします。
- (9) 渡航先等において、感染症のまん延等、派遣する生徒の健康に重大な影響が生じる可能性がある場合又は治安情勢の悪化若しくはその他の危険により派遣生徒に何らかの危害が及ぶ可能性がある場合については、派遣前若しくは派遣中にかかわらず、派遣の中止を決定する場合があります。